

高齢者等のごみ出し支援サポートシール制度

【目的】

現在、ごみの収集は、排出者が収集日当日の朝8時までにごみを自宅前等の所定の場所に出すことを原則としている。しかし、高齢等の理由によりごみ出しの支援が必要な方については、ホームヘルパーや同居していない親族等の支援者の訪問日が収集日と異なる場合、収集日当日にごみを出すことが難しい状況がみられる。

そこで、市が作成する「ごみ出し支援サポートシール」が貼られた収納容器については、収集日以外でもごみ出しができる運用とすることで、高齢化の進展を見据え、ごみ出しが困難な高齢者等を支援する環境を改善し、確実かつ適切な廃棄物の排出及び収集運搬処理を促進することを目的とする。

【対象のごみ・資源物】

燃えるごみ、燃えないごみ、古紙・古布、有害物・金属物

※資源物の内、びん・缶・ペットボトルは、極力、近くの資源回収ステーションに排出する。ただし、汚れている場合や資源回収ステーションへの排出が困難な場合、びん・缶は「燃えないごみ」、ペットボトルは「燃えるごみ」で排出することも可能。

【制度利用までの流れ】

① 申請前に、本人・親族などがケアマネジャー・ホームヘルパー等に事前相談



② (集合住宅の場合)

本人や親族、ケアマネジャー・ホームヘルパー等が管理会社(管理人)に連絡し、事前の収集日以外のごみ出し・集積場所への容器等の設置許可をもらう必要あり。



③ 市役所生活環境課へ申請書提出(別紙参照)

申請は、ケアマネジャー・ホームヘルパー、同居していない親族又はそれに準ずる方(以下、「支援者」という。)からのものに限る。



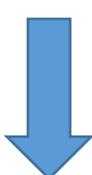
④ 容器を用意

動物被害対策のため、本人・支援者などが蓋付きの容器等を用意し、委託業者の収集員が見やすい位置に、サポートシールを容器等へ貼付する。



⑤ 分別して容器に入れる

各品目の収集日に委託業者の収集員が上から順に回収出来るように、支援者は分別して容器内に入れる。また、容器に入らないごみ・資源物(段ボール等)は、容器のそばに、重石等で風に飛ばされないよう置く。



⑥ 指定収集日に収集員が回収

< 制度利用上の注意事項 >

- 申請は、ケアマネジャー・ホームヘルパー又はそれに準ずる方（支援者）からのものに限る。

- 本人・親族などは、動物被害対策のため、蓋付きの容器を用意する。

- 蓋付きの容器の汚れは、悪臭等の原因となり、近隣に迷惑を掛ける場合があるため、支援者は、適度な清掃を心掛ける。

- 集合住宅での容器設置に関して、本人や親族、支援者は事前に管理者に確認を取る。

- 集合住宅において、管理組合等で独自にごみ出し支援策を実施している場合には、各集合住宅の支援策を優先する。

- 収集は、「ごみ・リサイクルカレンダー」に記載の収集日に行う。

- 容器内にある複数の品目の中から、委託業者の収集員が収集日に該当するものを回収しやすいように、支援者は容器等内の整理を行う。

- 支援者は、重石を容器内に入れる、ひも等で固定するなど、容器等が風で飛ばないように、管理する。
また、容器等に入らないごみ・資源物（段ボール等）についても、重石などを置いて、風で飛ばないように、注意する。

- 諸事情により制度の利用を止める際には、支援者が、生活環境課ごみ・リサイクル係
(042-378-2111 内線 302/303/304) まで連絡し、蓋付き容器は本人又は設置者が撤去する。